◇◆――

こうべ元町事務所通信　　知っトク建設業ニュース！　　令和７年７月１５日配信

◇◆――

盛夏の候、皆様益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

今回は、「建設業許可と電気工事業者登録の違いは何か？」「電気工事業を営むにはどうしたらいいのか？」など電気工事業の基本、電気工事業を営む上での必要な電気工事業登録等のことがわかります。
ぜひご参考にしていただければと思います。

【Q1　建設業許可と電気工事業登録等の違いは何か】

〈回答〉①建設業許可（電気工事）はあるが、電気工事業者の届出がない場合
→500 万円以上の工事を請負うことはできるが、自社では施工できません。下請に依頼することになります。
②建設業許可（電気工事）があり、電気工事業者の届出もある場合
→500 万円以上の工事でも自社で請負、施工ができます。
③建設業許可（電気工事）がなく、電気工事業者の登録がある場合
→500 万円未満の工事のみ請負、施工できます。

【Q2　電気工事業法における「電気工事」とは何か】

〈回答〉一般用電気工作物または自家用電気工作物を設置し、または変更する工事をいいます。
原則、電気工事士の資格が必要になります。
また軽微な工事及び家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事（使用電圧 200ｖ未満に限る）は含まれません。

※・家庭用電気機械器具…エアコンや冷蔵庫など「主として家庭で使用されるもの」をいい、太陽電池発電設備、コンセント本体、ブレーカーはこれに該当しません。
・一般用電気工作物…一般家庭、小規模な店舗棟の屋内配電設備等
・自家用電気工作物…工場、ビル等の需要設備（最大電力 500kW 未満）

【Q3　電気工事業登録の必要のない場合とは何か】

〈回答〉以下の①～⑥の場合は登録の必要はありません。

①電気工事業法の規制を受けない電気工事
（例えば、発電所、変電所、最大 500kw以上の需要設備等の電気工事のみを行う場合）
②他者から依頼を受けないで電気工事を行う場合、又は試験的・一時的に電気工事を行う場合
③請負った電気工事の施工をすべて他の者に下請させて、自らその電気工事を行わない場合
④家電機器販売業者が家電機器の販売に付随して自ら電気工事を行う場合
（使用電圧 200V以上のものを除くテレビや洗濯機用のコンセントを設けるなどの局部的な工事で、電気工事士がその作業に従事する場合に限る）
⑤電気工事士免状を有する者が、登録電気工事業者（電気工事を請負った者）のもとで工事の一部を手伝う場合
※電気工事を請負った者から、工事の一部または全部の施工の委託を受けた場合（有償無償を問わない）は登録が必要。
⑥6つの軽微な工事のみ行う場合

- 電圧 600V 以下で使用する接続器、開閉器にコード、キャブタイヤケーブルを接続する工事
- 電圧 600V 以下で使用する電気機器、蓄電池の端子に電線をねじ止めする工事
- 電圧 600V 以下で使用する電力量計やヒューズなどの取付け、取外す工事
- 電鈴、インターホン、火災報知機などの施設に使用する小型変圧器の配線工事
- 電線柱や腕木などの工作物設置・変更工事
- 地中電線用の設置・変更工事

【Q4　エアコンの設置・修理の工事を行うためには登録が必要か】

〈回答〉電気工事業の登録が必要です。標準的なエアコンの設置工事としては以下の作業が挙げられます。

①エアコン室外機の設置　②室内機と室外機をつなぐ内外接続線に関連する作業　③接地線に関連する作業
④冷媒配管の接続　⑤ドレインホースの接続　⑥室内機の壁への固定

このうち①及び④～⑥については、「電気工事」には該当しないため、電気工事士の資格も登録も不要です。
しかし、②及び③は「電気工事」に該当します。作業内容によっては登録が必要なもの不要なものがありますが、エアコンの設置工事の施工は通常１名で行うものであり、①～⑥の一連の作業を一貫して行うため、一般的に登録が必要です。

【Q5　電気工事業登録の要件に「主任電気工事士」を配置しなければならないと聞いたが、誰でもなれるのか】

〈回答〉選任資格は、①または②のいずれかの者で、③～⑤の要件を満たす者です。

（主任電気工事士）

いずれか
- ①「第一種電気工事士免状」の取得者
- ②「第二種電気工事士免状」の交付後、電気工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者

全てに該当
- ③個人事業主、法人役員または直接雇用している従業員のいずれかであること。
  ※派遣社員であっても、継続的に営業所に所属することを確認できる場合は選任可能。
- ④他の営業所、又は他の電気工事業者の営業所の主任電気工事士と兼務していないこと。
- ⑤電気工事業法第 6 条第 1 項 1 号から 4 号の欠格要件）に該当していないこと。

【Q6　第二種電気工事士を主任電気工事士として選任する場合の 3 年以上の実務経験と何か】

〈回答〉実務経験とは、一般用電気工作物などを設置し、又は変更する工事の実務に従事した事実をいいます。
実務経験年数 3 年以上とは、実際に電気工事に携わった期間が 3 年以上とういうことです。
免状取得後「3 年以上経過した」ということではありません。
なお、同一事業所でなくとも通算の期間が 3 年以上証明できれば問題ありません。この実務経験を証明するためには、すでに電気工事業登録（みなし登録を含む）をしている事業者に証明してもらわなければなりません。
電気工事業登録をしている工事業者での経験となりますので、自社が新規電気工事業登録申請を行う際は、自社での経験は認められません。なぜなら、登録していない以上、電気工事業を行うことができないため、実務経験が認められないからです。
また、電気工事業の登録・届出がなければ電気工事の施工ができないため、当然登録・届出の有効期間の範囲でしか証明できません。

★実務経験にカウントできない工事

・軽微な工事（上記同様）　・特殊電気工事　・電圧 5 万Ｖ以上の架空電線路工事　・保安通信設備工事
・電気設備の基礎工事、電柱のみの設置工事　・電気設備の設計や検査のみの業務で電気工事の施工を伴わない業務

【Q7　従業員が第二種電気工事士免状の交付を受けたため、登録電気工事業を営むことができるか】

〈回答〉

電気工事業者は上記記載のとおり、主任電気工事士を選任する必要があります。しかし、主任電気工事士になるには第二種電気工事士免状交付後、登録電気工事業者などのもとで、３年以上の電気工事に従事した実務経験が必要となりますので、現時点では主任電気工事士となることはできません。
現時点において登録電気工事業者となるためには、第一種電気工事士免状取得者または３年以上の実務経験を有している第二種電気工事士免状取得者を雇用するしか方法ありません。
この点がネックになるところで、第二種電気工事士を取得しても業として、電気工事を営む場合は必ず電気工事業登録（届出）をしなければなりませんが、最低 3 年間は電気工事業登録（届出）を行っている事業者のもとで雇用され働くか、自社が発注した発注先（電気工事業登録・届出必須）の指導のもとで実務を積む必要があるのです。

余談ですが、第２種電気工事士と併せて認定電気工事従事者の資格があれば、通知電気工事業者が行うことができる一部の電気工事の「簡易電気工事」を行うことができます。認定電気工事従事者の資格は、第 2 種電気工事士資格があれば、認定講習の受講後に取得することができます。
この「簡易電気工事」の実務経験を 5 年以上積めば、第 1 種電気工事士資格の実務経験として認められますので、試験に合格すれば登録電気工事業者として施工できる工事が増え、将来的な事業拡大を見据えることができます。
（※簡易電気工事…電圧 600V 以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事（電線路に係るものを除く））

最後までお読みいただきありがとうございます。当事務所では、電気工事業登録などの申請代行も承っております。何かご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

行政書士こうべ元町事務所

行政書士　光森　司

〒650-0012　神戸市中央区北長狭通 4 丁目 3 番 8 号
TEL:(078) 332-3911　FAX:(078) 332-3914
E-mail:kobe-m.office@x3.gmobb.jp